

会議録

会議の名称	平成26年度第1回西東京市子ども子育て審議会専門部会（幼保基準部会）
開催日時	平成26年6月29日（日曜日）午前10時から午後12時20分まで
開催場所	田無庁舎5階 503会議室
出席者	委員：上田専門委員、網干委員、加藤委員、小牧委員、武田委員、三浦委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、保育課長 保谷、児童青少年課長 南里、子ども家庭支援センター長 磯崎、児童青少年課長補佐 名古屋、保育課保育係 阿部、小暮、子育て支援課調整係 阿久津、田中、倉田 欠席者：西澤委員
議題	1 審議 (1) 事業量の見込みの算出について (2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について 1. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方 2. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方 3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方 2 その他
会議資料の名称	資料1 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方 資料2 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方 資料3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方 (当日配布) 席上配布資料1. 平成27年度「幼稚園・保育所等の定員の現状」と「量の見込み」の関係（イメージ図） 席上配布資料2. 教育・保育の「量の見込み」（修正版） 席上配布資料3. 西東京市子どもの実態と意識に関する調査
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>・審議</p> <p>1 事業量の見込みの算出について (事務局が資料に沿って説明)</p> <p>○網干委員： 幼稚園の事情を理解していただくために、幼稚園独自でアンケートを実施し、今、その結果をまとめている。その速報として少しお話しさせていただきたい。 まず、幼稚園に来られた理由としては、保育園に入れなかったから幼稚園に来たという人はごくわずかで、母親も働きながら、教育も受けさせたいという方がほとんどであった。子どもの数については、今いるお子さんと、これから産みたいお子さんの数を合わせると、平均2.4人。実際のお子さんの数は、平均2人、中には4～6人の子どもがいる</p>	

という方もおられた。そのような希望や現状の中で、働き手1人だけの収入や、母親のパート収入で一生懸命やりくりしている家庭も多くあることを知っていただきたい。なお、回答した方のうち90パーセントの母親が、フルタイムよりもパートでの就労を希望されていた。詳しいアンケートの結果については、分析でき次第、資料にしてお示ししたい。

○上田部会長：

子育て支援サークルで行ったヒアリングでは、求職中で働きたいけれども保育園に入れないとか、幼稚園の預かり保育を充実してほしいとの意見が出されていた。

○網干委員：

幼稚園の預かり保育については、時間を延長して6時半まで実施している園もある。そのような園に何とか補助をいただき充実させて、保育が必要な方々にアピールできればと思っている。

○上田部会長：

他にご意見等はないか。この修正案を専門部会の案としてよろしいか。

(異議なし)

(2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について

1. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方
(事務局が資料に沿って説明)

○加藤委員：

参酌すべき基準の項目も、市の考え方はすべて「国基準のとおり」としているが、国の基準に合わせることで、西東京市の現状からどう変わるのか。それが分かるような資料が欲しい。

○事務局：

保育所に関しては、現状で国基準がほぼ守られている。家庭的保育の部分については、現状では国基準のとおりではない部分もあるので、今後、家庭的保育事業者に意向調査や説明を行い、実態を捉えていきたいと考えている。

○事務局：

幼稚園については、既に認可基準があり、国が新制度を設計する際に考慮されているので、おおむね問題はないと思っている。現在、各幼稚園を回り、新制度への移行を伺っているところなので、併せて実情についても伺いたい。

○網干委員：

2ページの「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」については、幼稚園には私立が多いことを忘れないでいただきたい。私立幼稚園も、子どもが健やかに育つよう、おおむね国基準に合わせてはいるが、アプローチの仕方は多様である。

アプローチの方法を研修会等で互いに明らかにし、共に努力しながら、園ごとの建学

の精神を保護者に伝え、保護者から信頼を得て、子どもが入園するという形をとってきた。このような努力によってレベルが上がった部分が多々ある。こういった部分はこれからも大事にしたいと思うので、応募があればすべてを受け入れるということだけではなく、きちんと話し合いながら進めていくという部分も認めていただければと思う。

また、特別支援については幼稚園でもかなり問題になっているが、人員加配もなく補助金も少ない中で、入園を希望するすべての人を受け入れるのには限界がある。それを受け入れるようにしなければならないのであれば、きちんとした補助を付けていただかないと難しいということをご理解いただきたい。

○三浦委員：

3ページの「利用者負担額等の受領」中、3番目の「従うべき基準」について、公設公営の保育園では連絡ノートまでもが支給されており、そこまでしてもらっていいのかと思ったこともあったが、そもそもの保育園の成り立ちから考えると、そのような支援が必要な方もいるのが保育園の現状である。

そのような中で、「国基準のとおり」という一律の形になると、「行事への参加に要する費用」等は、これまでとは違ってくるのではないのか。また、「食事の提供に要する費用」は、これまでは保育料に含まれていたが、今後は別立てになるのか。

○事務局：

特定教育・保育施設は同様にするとので、別立てにはしない。

○武田委員：

今回の改正により保育園と幼稚園を一緒にしていく中で、いろいろな矛盾が出てきている。例えば、今まで保育園は所得に応じた保育料で一本化されており、保育園の運営費の中ですべてを賄ってきた。一方、私立幼稚園の場合は、保育料と別に教材費等、いろいろな費用を徴収して成り立っている。そのような財政的な裏付けや利用料については、今後どのようにするのか。また、保育時間や延長保育等は、どのようにするのか。国基準に従うことも、ある程度はやむを得ないと思うが、さまざまな矛盾が生じてくる中で、それらを今後どのように精査していくかが大きな課題だと思う。

先ほどの障害児の問題についても、幼稚園は本当に努力されていると思う。保育園では加配をいただき対応しているが、すべての子どもが平等に育てられるということが今回の新制度の柱なので、このような点について、市として都や国に要望を上げていくことも必要だと強く感じている。

○網干委員：

利用者負担は、我々にとって大きな問題である。公定価格がやっとならされ、認定こども園に変わると収入によって料金が変わるということは提示されたが、詳細の確定は、幼稚園の園児募集を開始する10月には間に合わないかもしれないという状況である。具体的な説明もなく、不明な部分が多い現状のまま進めると、大混乱になると思う。新制度については不明な点が多く、このような状態のまま新制度に踏みきること、大変危機感を持っている。

○事務局：

利用者負担については、従うべき基準とされているので、国の決定を待つほかはないというのが実情である。説明がないというのは、市からの説明のことか。

○網干委員

国からの説明である。幼稚園は今後上乗せ負担になるとのことだが、どこまで保育料に入るのか、どれだけ上乗せすればいいのか等の具体的なことが分からず、保護者にも説明できないため、非常に困っている。

○事務局：

保育園と幼稚園がこれからどうなっていくかについて、我々も国に質問しているが、まだ回答がない。そのことも含め、国から新たな情報が出されれば、その都度お知らせしていきたい。

○事務局：

従うべき基準は、現状の幼稚園と保育所とで異なる点を公平にするために国が示したものであり、変えることはできないので、ご理解いただきたい。

○三浦委員：

従うべき基準の事項は、従来は国よりも上回っていても、国基準まで下げなければならないのか。

○小牧委員：

私もそこが気になった。従うべき基準を下回ってはいけないのは当然だが、上回るのはいいのではないか。

○三浦委員：

「国基準のとおり」と書くと、従来上回っていたところも、国基準に合わせて下げてもいいとも読み取れる。

○加藤委員：

私もそこが質問したかった。満たされてさえいればいいことになると、最低基準になってしまう。西東京市は保育の分野に手厚くしていただいていたが、レベルを下げることになるのではないか。

○武田委員：

西東京市が特別優れているのではなく、国基準に東京都が上乗せしている部分で守られてきたところが大きい。

○加藤委員：

都基準によってせつかく上回っているのに、国基準に下げることになるのか。そうではなく、国基準は最低限として満たし、従来国基準を上回っていることは高い水準で維持するのであれば、それをここに明記した方がいい。今の書き方では、国の基準まで下

げられるのではないかと、市民は不安を持つと思う。

○上田部会長：

今の議論は、この後に出てくる家庭的保育や放課後児童健全育成等にも関わってくる問題である。

○事務局：

東京都でも、これから定める基準等は、国の基準で定めると聞いている。市としても国の基準に合わせることになると思う。ただし、運用方法については、市で判断する部分もあるので、それは次の段階で考えていくことになる。

○事務局：

幼稚園と保育所、家庭的保育等、基準をできるだけ統合して、施設の種類によって不公平を生じさせないというのが、国基準の本来の意味だと理解している。

○網干委員：

3ページの「利用者負担額等の受領」中、「従うべき基準」の3番目では、「次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる」とされているが、支給認定保護者からの支払いを受けずに、公定価格内で運営する幼稚園や保育園があってもいいということか。

○事務局：

このような項目で徴収することができるという考え方だと思う。

○網干委員：

この書き方では、今後は保育園もこのような費用をすべて徴収するようになると誤解する方も出てくるのではないか。

○事務局：

保育料については、今後、子ども子育て審議会において議論の上、決めていただくことになる。その根本の考え方を国が示しているところをご理解いただきたい。

○三浦委員：

4ページの一番上の「従うべき基準」の「④保育所」に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について」とあるが、西東京市のこれまでの基準と国基準との違いは、1歳児について従来は児童5人に対して先生1人だったのが、国基準は児童6人に対して先生1人になるという点である。今後は先生方がこれまでよりも多くの児童をみななければならないということか。

○武田委員：

消費税増税の際に、5対1にするという予算案になっていたもので、そこは保障されると思う。例えば0歳児では3対1に加えて看護師が配置されるなど、微妙に変わるところはあるが、少なくとも現行を下回らないということは押さえながら、より最善に向ける

形にしていきたいと思っている。

○三浦委員：

今回は、費用、先生と子どもの数、施設のスペースの基準等、量の面ばかりが取り上げられ、質のことに触れられていないのが大変心配である。

○武田委員：

家庭的保育事業の職員の配置では、国の基準では1人は看護師に読み替えることができるとなっているが、東京都はそこを読み替えずにプラス1にしているので、国の基準どおりとなると、質の低下を招くことになる。

○網干委員：

量の緩和は、ひいては質の低下につながるもので、今までの基準を守るということは非常に大切である。その意味で、待機児童が多いからといって、先生と子どもの数や園庭の広さの基準を緩和しないでいただきたい。幼稚園はこれまで緩和することなく、子どもたちの環境を守ってきた。制度が変わるに当たって、幼稚園だけ取り残されるようなことにならないようにしていきたい。

(2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について

2. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方

(事務局が資料に沿って説明)

○網干委員：

自分が関わっているところ以外は、何が変わるのかを具体的に説明してもらわないと分からない。他の委員もそうではないかと思う。

○小牧委員：

この枠組みに入ってくるのは保育ママのほかにもあり、どの保育施設が新制度のどこに組み込まれていくのか、希望すればその制度に入れるのか等については、まだ示されていない。

また、認証保育所は今の東京都の制度を継続すると言われているが、新制度に乗らないと取り残されてしまうのではないかという不安もある。市内の認証保育所は2歳児までの施設が多いので、3歳児以降に入所できる施設がきちんと確保されているのか、その課題をどう解消していくのかも心配である。

基準に「連携」とあるが、例えば、小規模と認可保育園とで連携している場合に、2歳児が終わった後、連携先に入れるのかということ、そうではないようである。連携とは何について、連携するのか。

○三浦委員：

公設公営の基幹保育園が地域の小規模園と連携をとって、任意の時間に施設を使わせて一緒に遊ばせるような取組みをされているが、連携施設とはそういうことなのか。

○武田委員：

従来の連携はまさにそういう形であったが、ここで言われている連携というのは少し質が違うのではないかと思う。

もう1つの問題として、保育時間について、8時間を原則とすると言われながら、実際には11時間や13時間を求められているという現状の中で、今後は8時間の費用しか出ないということになると、時間が伸びた場合は、その分をどのように手当てをするのかということが挙げられる。このようなことも含め、制度の枠組みと併せて、実際に運営していく上でどうなのかが見えてこない、議論が進められないと思う。例えば、居宅訪問型の保育は1人で1人しかみられないとなっているが、兄弟の場合はどうなるのか。

○網干委員：

その辺りを国はどう考えているのか。例えば、11時間以上の開所については認可保育所に限定し、それ以外は別の開所時間で運営していくようすみ分けるとか、あるいは、短時間のパートの人達の子どもを幼稚園の預かり保育でみられるようにすることを考えているのであれば、8時間開所でも納得されると思う。

○武田委員：

時間だけではなく、希望する特定の保育園・幼稚園での保育・教育を受けさせたいというニーズもあるので、単純にすみ分けという形にはできないと思う。

○上田部会長：

B型の保育士割合について、国基準は5割、都基準は6割となっている。1割上げるとなると、保育士の確保が難しい中で、その基準を満たせる事業者やサービスの供給を確保できるのかという問題も出てくる。その辺りについて、どう考えているか。

○小牧委員：

小規模保育の場合、0歳児は3対1、1・2歳児は6対1、3歳児は20対1となっているが、国基準どおりでは非常に少ない職員数となってしまう。認証保育所についても、今、6割以上が保育士でなければならないという基準であるが、実際には100パーセント保育士のところも多い。ただでさえ低い基準をさらに低く5割にしてしまうのは、非常に危険を感じる。

また、A型、B型、C型と言われても、保護者には分かりにくいと思うし、格差のない保育からかけ離れてしまう恐れもあるので、西東京市での小規模保育を行うのであれば、A型で統一してほしい。

○上田部会長：

先ほど、現行の基準を下げないという説明があったが、今の点についてはどうか。

○事務局：

保育士の割合については、A型は100パーセント、B型は半数以上と国から示されており、市としてもこの基準で考えている。小規模保育所、認証保育所はA・B型、家庭的保育の共同型はC型に移行すると想定している。

西東京市ではA型で統一をとのご意見については、実情として、現在の小規模保育

所・認証保育所のすべてがA型を満たすわけではないので、B型という形で職員数の緩和も必要と考えている。ただ、B型は半数以上となっはいるが、都基準が6割であるため、実際にはすべて6割以上という状況がある。既存の施設は、新制度を理由に運営を低下させないという考え方に基づき、現状を維持していただきたいと考えている。

移行のための費用の問題もあるが、公定価格の内容を詳細に分析した上で検討しなければならないと考えている。基本的には、費用に関しても現状を維持していきたいと考えている。

○加藤委員：

もう一度確認させていただきたい。今の都基準よりも、今度の国基準の方が低いものについて、西東京市としては国の基準に合わせるのか。

また、国基準よりも高い水準で維持することも可能という説明だったと思うが、その場合、委託料等は国基準の金額に下がるのか、それとも従来どおりなのか。

○事務局：

既存の施設が新制度に移行するケースと、これから新設するケースとについて、考える必要がある。市としては国基準に合わせたいと考えているが、既存の施設が新制度に移行する場合は、現状の設備・運営を維持していただきたいと思っている。

それが委託料等にどう影響するかについては、まだ内部でも検討が十分されていない状況であり、今後の課題と考えている。

○事務局：

基本的には、国が示した基準に、東京都も市も合わせることになるが、現状、国基準以上で運営している部分については継承させていいと言われているので、当然、補助金等も検討してもらえらるものと考えている。

また、従来の東京都の上乗せ分については、運営を良好にするための保障として、今後東京都が行うとされている。そのようなことも含め、市の現状を踏まえながら、今後、西東京市ではどのように対応するのか検討していくことになると思う。ただ、少なくとも質を下げるようなことは、市としては考えていない。

○上田部会長：

利用者や事業所の思いについて、貴重なご意見をいただいたので、これらを踏まえながら、今後調整していただきたい。

○武田委員：

待機児童解消のため新しい施設がつくられると思うが、新しく参入する事業者の運営が既存の事業者より低い基準になることがないように配慮していただきたいと、切に思っている。

(2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について

3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方

(事務局が資料に沿って説明)

○三浦委員：

放課後児童健全育成事業については、保育等よりもさらに分かりづらいのではないかと思います、情報提供という意味も含め、質問と要望をまとめた参考資料を提出した。

○上田部会長：

質問については、今日具体的に回答が必要か、それとも、意見として承るということでいいのか。

○三浦委員：

今日確認させていただきたいことがある。まず、資料3には記載がないため、席上配布参考資料1ページの中ほどに「記載なし」として書いたが、対象児童に関して、ガイドラインでは10歳未満（障害児については6年生まで）、厚生労働省令では小学校に就学している児童という違いがある。

そこで、市ではどのようにお考えか確認したいと思っていたが、先ほどの説明では国に合わせるということなので、6年生までと理解していいか。

○事務局：

国基準はあくまで一般原則であり、厚生労働省令にある「小学校に就学して、放課後に保護者の監護を受けられない児童について一定時間保護することを目的として行う」との記述をもって、小学校6年生まで受け入れるということを示すものではないとの認識に立っている。ただ、西東京市の要綱や規則で対象年齢を定めているので、その点について一定の整理は必要と考えている。

現状、小学校4年生までが対象で、心身に障害がある児童については小学校6年生まで受け入れているが、他自治体では一律に小学校3・4年生までとして障害児の6年生までの受け入れを行っていないところもある。すべての児童について6年生までを対象にするかどうかについては、この審議会のご意見を伺いながら、慎重に考えていきたいと思っている。

○上田部会長：

質問が幾つか書かれているが、次回までに各委員が考える上で、今日回答が必要となるものについて、事務局に確認するという事にさせていただきたい。

○三浦委員：

3ページの「職員」中、一番下の「専任の規定」は、従うべき基準となっている。

「利用者が二十人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」とあるが、現状、西東京市の学童クラブにおいて、例えば西原学童クラブでは、非常に少ない人数であっても3名の有資格者を置かれている。

このように記載されると、今までよりも基準が下がることになるのか。

○事務局：

これは、既存の学童クラブに当てはめるものではない。将来的に、事業者の多角的な運営の中でそういうことも可能ということの意味すると考える。

○三浦委員：

現状、60名程度の学童クラブが多いが、40人と20人に分けて、20人の方はこの基準にするということも可能になってしまう。「国基準のとおり」と書かれると、新規で入ったところが、そのように解釈し、低い基準でスタートされる危険性が出てくる。

○事務局：

新規の事業所については、国基準は最低基準として示されているので、まずはそれを守っていただくということが前提であって、市として、それを上回る市の基準を強制することはできない。ただし、懸念のある部分については、向上させるように市から勧告することは有り得ると考えている。

○網干委員：

今までも、国基準の上に都基準、都基準のさらに上に市の基準をつくるという形があったと思う。今回もそれと同じで、新規の所だけ国基準で、既存の所は現状維持ということではなく、現状維持にそそえて国以上の基準を市に置くことができるはずである。

○三浦委員：

1ページの「最低基準の目的」は一番重要なところだと思うので、要望として書いておおり、「児童に健全な遊びと正しい生活の習慣を身につけさせることを目的とする」、「保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的とする」ということを明記していただきたい。

生活の場という意味において、3ページの「施設・設備」中、一番上の「区画」については、専用の部屋または専用のスペースと考える。したがって、例えば1つの体育館の中で区画を分けるのではなく、それぞれを1つの部屋として捉えていただきたいと思う。

3ページの「職員」中、一番下の「専任の規定」には、臨時職員(障害児指導補助・定員超過対応・週休補助員・土曜補助員等)の記載を入れていただきたい。

4ページの「運営」中、「開所時間」については、ガイドラインでは8時30分となっているが、今、夏休みの試行として、数年前から8時15分開所をしていただいている。せめて小学校と同じ時間にしてほしいと、保護者からの強い要望をずっといただいているので、本格実施に向けてぜひ議論いただきたい。

5ページの上から2番目「西東京独自」については、学童クラブの支援単位はおおむね40人以下となっており、それを実現するためのスペースという意味合いでも、今後は児童館の役割が重要になってくると考える。ところが、西東京市では施設の適正配置計画により、児童館の統廃合が検討・実施されており、子ども・子育ての方向性とは逆行しているように思うので、その辺りについても議論の必要があると考える。

○上田部会長：

今言われたことは、ご意見として承りたいと思う。今日いただいた意見のほかにも、

これまで行ってきたニーズ調査、ヒアリング調査や、西東京市の現状・課題についての議論を踏まえて、ぜひこれだけは入れてほしいというような意見がもっとあるのではないかと思う。そういう意見は、いつまでに事務局に出せばいいか。

○事務局：

ご意見については、7月10日までにいただきたい。

2 その他

- ・子どもアンケートについて
 - ・新制度に関する市民説明会について
 - ・次回日程について
- (事務局がそれぞれ説明)

○加藤委員：

市民説明会では、どこまでの説明をされるのか分からないが、一般の市民の方には非常に分かりにくいと思うので、これまでの事業と新制度になってからの事業の対比表を作るか、それが無理であれば、説明の中で、少なくとも今日確認した、基準が下がることはないという点だけは、明確に示してほしい。

○上田部会長：

市民の方には、説明会の具体的な内容についてお知らせしているのか。

○事務局：

具体的な内容までは、お知らせしていない。概要としては、新制度の基本的なことやニーズ調査、ヒアリングの結果等を説明する予定である。

○事務局：

今、一番問い合わせが多いのは、保育園・幼稚園の制度が今後どう変わるのかという点についてなので、その辺りから説明したいと考えている。その中で、審議会の議論の経過についても紹介したいと思っている。

○網干委員：

保護者としては、そろそろ保育園・幼稚園の入園について考え始めなければいけない時期にあるが、不確定なことが多い今の状況では、決めたくても決められないと思う。

○三浦委員：

保育料もまだ分からないというのは、本当に困る。

○上田部会長：

今いただいたご意見も踏まえて、説明会の準備をしていただければと思う。
以上で本日の会議を終了する。